

空調用水蓄熱槽を利用した 「生活用水」「消防用水」に関するアンケート

地域の防災に貢献する事業者の取組みとして、非常災害時に、水蓄熱槽の保有水を生活用水や消防用水として行政（自治体）などへ提供することがあげられます。

水蓄熱槽の防災機能に関して、今後の参考とさせていただきますので、該当する箇所にチェックして頂き、ご意見のご記入をよろしくお願い致します。

区域名

★生活用水として利用

- 非常災害時に生活用水として、行政（自治体）へ提供することについて、協定を締結している。
- 行政との協定は締結していないが、行政から要請があれば、生活用水として提供できるようマニュアルなど準備は整っている。
- 生活用水として行政への提供は考慮していないが、所内や熱供給区域内で利用する。
- 生活用水として利用することは考慮していない。
- その他の取組み。
-
-

★消防用水として利用

- 水蓄熱槽を消防水利※として所轄の消防から指定されている。
- 消防水利の指定はされていないが、消防用水として提供できるようマニュアルなど準備は整っている。
- 消防用水として利用することは考慮していない。
- その他の取組み。
-
-

※ 消防水利とは、消防法第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたもの（消火栓、防火水槽、プール、井戸等）

- その他、ご意見・ご要望等がございましたらご記入ください。
-
-

会社・団体名

ご担当者名

メールアドレス

TEL

※本情報は事業者の方の了承なしに会社・団体名を公表することはございません。